

(2) 事業主側

工場主ニ於テハ目下ノ不況ヲ轉回シテ避生セント
スル方策ノ下ニ價銀値下ヲ發表セルモ從業員側ニ
於テ極力及肩スル時ハ至為一割五分位迄讓歩シ事
業ノ繼續スル意向ニ於テハ誠ニ平穩ナル交渉ヲ希望
シ居レリ

九、警察事故

狀況前叙ノ通り現ニ於テハ交渉具体化セサルモ應援
団体カ関木ナルニヨリ争議ノ擴大ヲ計ルヘク予想セ
ラル、ヲ以テ推移監視中

右及申(直)報候也

労秘第二一〇四號

昭和五年七月三日

警視總監 丸山 鶴吉

5.7.4
1330

内務大臣安達謙藏殿

社會局長官殿

各廳府縣長官殿

北海道庁六段神奈川
兵庫支和聲協同

合資會社潮浜木工所労働争議ニ関スル件 (第三報)

要旨ハ工場主ハ調停者ノ斡旋ニヨリ平均一割五分位下ニヨリ解決セントシタ
ルカ因木側ノ策動ニ依リ更に一割二分五厘位下業ヲ調停者ト提議
セルカ從業員全部ニ徹底セカリシカ因木側ヨリ要求書ヲ呈出シ加
盟者ヲ召集セルニヨリ引續キ紛争中ナルカ半数ハ調停業ヲ承認
シ作業セリ

標記争議ニ関シテハ調停者ノ斡旋ニヨリ解決ノ快勢ニ在リタル
カ労資及調停者ノ意思ノ疎通ヲ欠キ更に紛擾スルコト、ナレハ

(1) 1